

放課後の過ごし方について

子ども政策部

児童青少年課

学童保育所について

1. 概要

学童保育所は、保護者が就労や・病気などの理由により家庭において十分に育成できない小学生を対象として、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

三鷹市では、小学校第1学年～第3学年（障がいのある児童は第6学年）の児童を対象としています。

原則、児童20人につき1人、加配として障がいのある児童2人につき1人の職員配置です。

2. 開所日

学童保育所の開所日は月曜日から土曜日

※日曜日、祝日、年末年始、臨時休所日は休所日

学童保育所について

3. 通常育成時間

- ・ 学校の授業のある日（月曜日～金曜日）
下校時～午後6時
- ・ 学校休業日（土曜日・長期休業期間等）
午前8時30分～午後6時

4. 延長育成時間

- ・ 学校の授業のある日（月曜日～金曜日）
午後6時～午後7時
- ・ 学校休業日（土曜日・長期休業期間等）
午前8時～午前8時30分、午後6時～午後7時

学童保育所について

5. 育成内容

- 放課後の遊びを中心とした集団生活の場
- 学年の異なる児童が仲間となって活動
- 集団生活の中から社会性など健全な育成を図る

学童保育所について

6. 育成料等

- 育成料 月額7,000円 ※令和7年4月以降
- 延長育成料 午前8時～午前8時30分 200円
午後6時～午後6時30分 200円
午後6時～午後7時 400円
※月額上限額2,000円

学童保育所について

7. 入所できる児童について

- ・ 原則として三鷹市民であること
- ・ 保護者の就労・病気その他の理由により家庭において十分な育成ができない児童
- ・ 健康であり、集団生活を行うことができる児童

8. 保護者の状況について

- ・ 就労
- ・ 疾病・障がいのある方
- ・ 看護・介護
- ・ 就学又は技能訓練、求職、その他